

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月22日
【事業年度】	第106期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03)3808-1711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03)3808-1711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第102期 平成17年3月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高(百万円)	25,004	34,006	36,557	28,495	22,687
経常利益(百万円)	3,545	5,363	5,535	2,756	626
当期純損益(百万円)	2,832	5,530	3,447	1,629	873
純資産額(百万円)	18,986	23,272	23,450	21,916	19,718
総資産額(百万円)	27,539	36,827	35,943	32,732	25,703
1株当たり純資産額(円)	243.41	306.53	322.67	319.50	289.07
1株当たり当期純損益(円)	35.02	71.38	46.36	23.03	12.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	34.99	70.81	46.05	22.86	-
自己資本比率(%)	68.9	63.2	65.0	66.3	76.0
自己資本利益率(%)	15.45	26.17	14.79	7.24	-
株価収益率(倍)	12.74	13.30	14.56	14.50	-
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	4,109	1,551	4,142	3,946	439
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	558	1,020	383	1,394	1,803
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,637	1,845	3,157	2,696	1,210
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	4,112	2,796	3,496	3,352	3,188
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	641 (173)	605 (305)	601 (427)	591 (464)	580 (404)

回次 決算年月	第102期 平成17年3月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高(百万円)	24,336	33,262	35,255	27,962	22,043
経常利益(百万円)	3,164	5,016	5,110	2,564	625
当期純損益(百万円)	2,650	5,333	3,257	1,544	540
資本金(百万円)	10,599	10,599	10,599	10,599	10,599
(発行済株式総数)(千株)	(89,019)	(89,019)	(79,019)	(68,019)	(68,019)
純資産額(百万円)	18,655	22,747	22,723	21,137	19,277
総資産額(百万円)	26,927	36,215	35,186	32,031	25,425
1株当たり純資産額(円)	239.16	299.63	312.66	308.02	282.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (2.00)	8.00 (3.00)	10.00 (4.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)
1株当たり当期純損益(円)	32.80	68.99	43.80	21.82	7.98
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	32.77	68.44	43.51	21.66	-
自己資本比率(%)	69.3	62.8	64.3	65.3	75.1
自己資本利益率(%)	14.63	25.77	14.36	7.09	-
株価収益率(倍)	13.60	13.76	15.41	15.31	-
配当性向(%)	15.2	11.6	22.8	45.83	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	426 (100)	423 (192)	425 (247)	412 (244)	523 (190)

- (注) 1. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。
2. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、106期は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等における「自己資本利益率」「株価収益率」については、106期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 提出会社の経営指標等における「配当性向」については、106期は、当期純損失であるため、記載しておりません。

## 2【沿革】

昭和12年3月	新潟県長岡市に資本金200万円で(株)津上製作所を設立。
昭和13年12月	本社を東京市京橋区に移転。
昭和16年9月	長岡工場の全工場完成。
昭和20年2月	津上精密工学工業(株)を吸収合併。これを信州工場とする。
昭和23年2月	本社を東京都港区に移転。
昭和24年5月	東京、大阪、新潟各証券取引所に上場。
昭和36年10月	東洋精機(株)を吸収合併。これを茨城工場とする。
昭和43年7月	(株)蔵王製作所を設立。
昭和45年9月	津上総合研究所を長岡市に建設。
昭和45年11月	社名を(株)津上に変更。
昭和49年9月	津上工販(株)を設立。
昭和50年3月	茨城工場を閉鎖、売却。
昭和57年10月	社名を(株)ツガミに変更。
昭和63年5月	アツマシマモト(株) (株)ツガミシマモトに社名変更)の株式を取得。
平成3年4月	(株)ツガミプレジジョン(現・連結子会社)を設立。
平成3年5月	米国の工作機械製造会社「ウェルドン社」(WMTコーポレーションに社名変更)を買収。
平成9年4月	(株)ツガミハイテック(現社名(株)ツガミマシナリー(現・連結子会社))を設立。
平成13年11月	ツガミテクノ(株)の株式を取得。
平成14年12月	WMTコーポレーション清算終了。
平成15年9月	津上精密机床(浙江)有限公司(現・連結子会社)を設立。
平成16年4月	津上工販(株)を吸収合併。
平成16年10月	(株)シマモト精工とツガミテクノ(株)を合併。社名を(株)ツガミシマモトとする。 (株)ツガミハイテックと(株)ツガミマシナリーを合併。社名を(株)ツガミマシナリー(現・連結子会社)とする。
平成17年2月	REMSALESLLC(現・持分法非適用関連会社)に出資。
平成17年11月	長岡工場及び信州工場の新工場棟完成。
平成18年10月	(株)ツガミ総合サービスと(株)ツガミツールを合併。社名を(株)ツガミ総合サービス(現・連結子会社)とする。
平成19年11月	TSUGAMI GmbH(現・非連結子会社)を設立。
平成21年1月	(株)ツガミシマモトを吸収合併。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社6社及び関連会社2社で構成され、自動旋盤、研削盤、マシニングセンタ、転造盤、その他の工作機械等の製造販売を主な内容とし、更に各企業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

当社グループの事業に係る各社の位置付けは次のとおりであります。

#### (1) 当社グループの事業に係る各社の位置付け

##### 工作機械事業

当社が中心となって製造販売するほか、子会社津上精密机床（浙江）有限公司においても製造販売しており、一部は当社で仕入れて販売しております。販売については、子会社(株)ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）、関連会社R E M S A L E S L L Cにおいても行っております。

製造作業工程の一部については、子会社(株)ツガミプレジジョン及び津上精密机床（浙江）有限公司に委託しております。

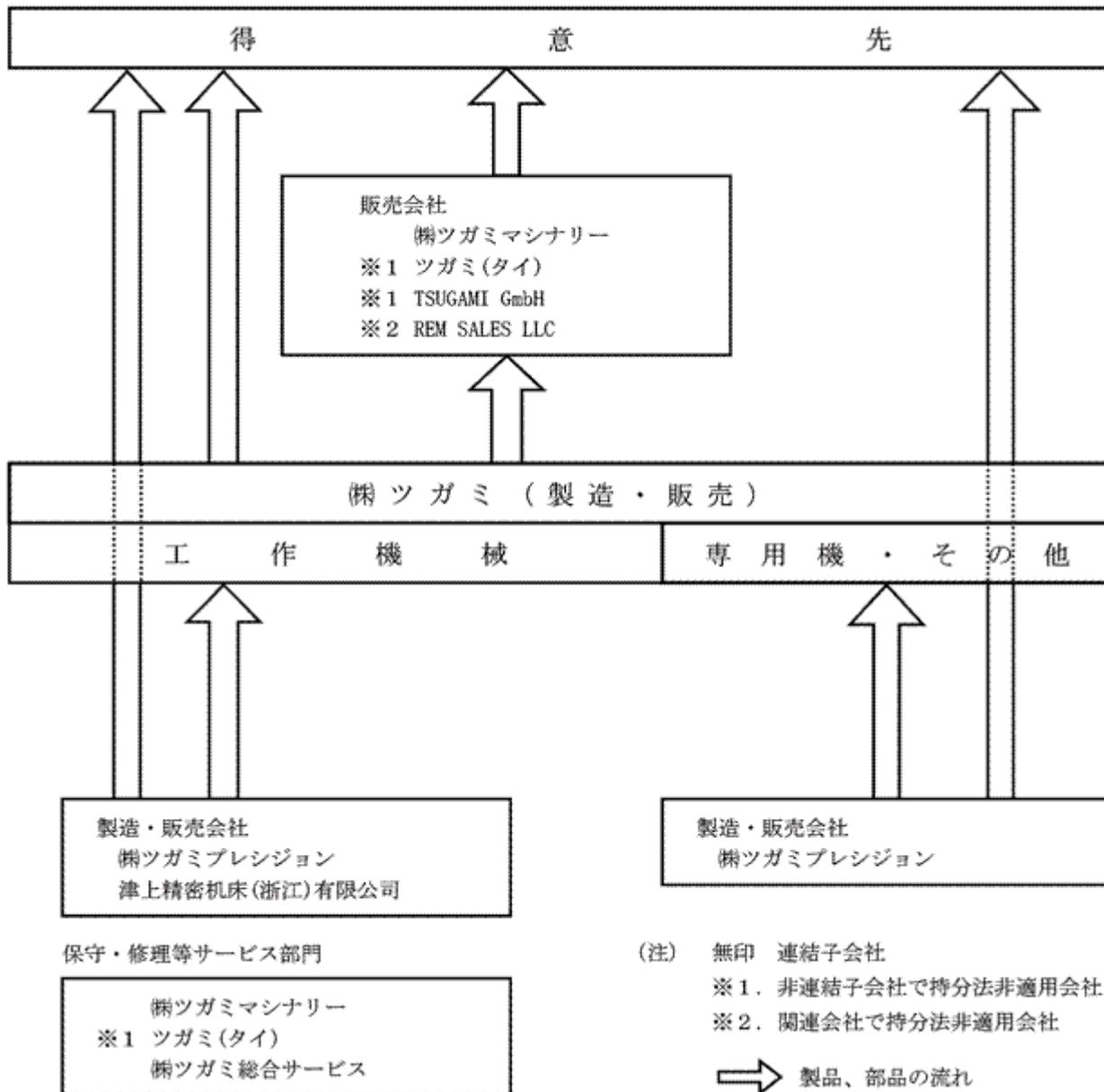
##### 専用機その他の事業

専用機、測定器、工具等は、当社が製造販売しております。部品、製品の一部については、(株)ツガミプレジジョンから仕入れております。

当社グループの製品のアフターサービス等については、当社のほか、子会社(株)ツガミマシナリー及びツガミ（タイ）でも行っております。

(2) 事業の系統図

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。



(注) 製造・販売会社「株式会社ツガミシマモト」は、平成21年1月1日付で「株式会社ツガミ」が吸収合併しました。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
連結子会社 ㈱ツガミマシナリー	神奈川県川崎市川崎区	60百万円	工作機械事業	100	当社製品・部品の販売及び製品の据付修理を行っている 役員の兼任あり
㈱ツガミ総合サービス	新潟県長岡市	42百万円	専用機その他の事業	100	工場構内における建物並びに設備の点検、保守、損保代理業務 役員の兼任あり
㈱ツガミプレジジョン	東京都中央区	10百万円	工作機械事業及び専用機その他の事業	100	当社製品の加工、組立及び販売を行っている 役員の兼任あり
津上精密机床(浙江)有限公司	中国浙江省	51百万 人民元	工作機械事業	100	当社製品の加工、組立及び販売を行っている 役員の兼任あり

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
平成21年1月1日付で㈱ツガミシマモトは㈱ツガミへ吸収合併しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)	
工作機械事業	509	(367)
専用機その他の事業	29	(16)
全社(共通)	42	(21)
合計	580	(404)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
523(190)	44.0	18.8	5,590,723

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。また、当社より他社への出向者(57人)を含んでおりません。  
2. 従業員数が前期末に比べ111人増加しましたが、その主な理由は、平成21年1月1日付けで㈱ツガミシマモトを吸収合併したことによるものであります。  
3. 平均年間給与(税込み)は、時間外手当及び賞与を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は産業別労働組合J A Mに属し、組合員数は358名でユニオンショップ制であります。  
なお、労使関係については良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は原油価格などの高騰により原材料価格が上昇し、後半は金融危機の深刻化による世界同時不況の波に巻き込まれた結果、輸出の失速を契機として設備投資が減少し、個人消費も不振に陥るなど極めて厳しい状況で推移いたしました。加えて急激な円高も影響し、百年に一度と言われる未曾有の経済危機の状況に陥りました。

工作機械業界の動向ですが、業界全体の受注実績を見ますと、年の中盤までは内需の減少を外需が補う展開でしたが、景気が急減速した10月以降は外需も全地域にわたり急落しました。特に、今年に入り、1月から3月の受注は3ヶ月連続で前年同期比8割を超える減少となりました。業種的にも当社の主要対象マーケットであるHDDをはじめとするIT分野、自動車など全部門で厳しい状況にあります。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ対策が求められる自動車関連、更に高精度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供してまいりました。

当社グループは、昨年後半より米国金融危機に端を発した急激な環境悪化に伴い業績面で大きな打撃を受けておりますが、グループ全体で生産拠点の再編・効率化を図り、経費の削減も進め、受注減少に伴う業績面への影響を最小限に止めるよう努めてまいりました。また、円高対応や価格競争力強化のため、中国工場への生産シフト等の対策を講ずるとともに、受注環境の好転時に備え、新製品開発のピッチを上げる等将来への布石も打ってまいりました。

売上高につきましては、景気の想定外の落ち込みの結果、当社主力顧客であります自動車部品関連およびIT業界向け売上が減少したため、前年同期比20.4%減の22,687百万円となりました。

国内は、前年同期比27.3%減の10,776百万円、輸出額は前年同期比12.9%減の11,911百万円となりました。なお、輸出比率は前年同期の48.0%から52.5%となりました。

損益につきましては、営業利益が前年同期比70.9%減の810百万円、経常利益が前年同期比77.3%減の626百万円となりました。当期純損益は、米国金融危機に伴う世界同時株安の影響を受け、業務提携先のスイス・トルノス社の株式評価損887百万円および国内取引先の株式評価損276百万円の合計1,163百万円、および減損損失99百万円等を計上いたしました結果、873百万円の損失となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

工作機械事業につきましては、売上高は前年同期比18.7%減の21,987百万円、営業利益は前年同期比57.5%減の1,426百万円となりました。

専用機その他の事業につきましては、売上高は前年同期比51.3%減の700百万円、営業利益は前年同期比62.2%減の74百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローについては、「第2事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (2)キャッシュ・フローの分析」の項目をご参照下さい。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
工作機械事業(百万円)	23,381	82.4
専用機その他の事業(百万円)	661	58.4
合計(百万円)	24,043	81.5

- (注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は、受注見込みによる生産方式をとっておりますので、受注の状況の記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
工作機械事業(百万円)	21,987	18.7
専用機その他の事業(百万円)	700	51.3
合計(百万円)	22,687	20.4

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
レムセールス	1,535	5.4	2,360	10.4

3. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

(中長期的課題)

当社グループは、中長期的経営戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでまいります。

(1) 成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するHDD・デジカメ等IT分野および通信分野・医療分野における高精度の小型部品加工を狙い、お客様の要請に十分応えられる新製品の開発に全力で取り組んでまいります。

(2) 成長地域を狙った事業戦略

中長期的には設備投資意欲が旺盛な中国、東南アジア、インド等の市場への生産・販売・アフターサービス体制の更なる拡充等積極的な展開強化を図ってまいります。

更に、当社製品があまり浸透していない欧州に対しては、ドイツ現地法人および新規提携しました代理店を通じ、積極的に販売促進を行なってまいります。

また、スイスのトルノス社と工作機械の製造・販売事業において業務提携効果を早期にあげるよう努めてまいります。

(3) 経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の一体化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、CSR活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ信頼される企業として、最大限の経営努力をしております。

(当面の課題)

昨年後半より、米国金融危機に端を発した急激な環境悪化に伴い、当社は業績面で大きな打撃を受けておりますが、グループ全体で生産拠点の再編・効率化を図り、経費の削減を進め、受注減少による業績面への影響を最小限に止めるよう努めております。更に、円高対応や価格競争力強化のため、中国工場への生産シフト等の対策を講じております。

また、受注状況の好転時に備え、新製品開発強化に努め、将来の発展の礎を築くよう努めてまいります。

### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

(1) 景気変動による影響

工作機械業界は、景気変動の影響を受けやすい業界であります。当社グループは高効率経営を目指し、固定費削減等により、予期せぬ市場規模の縮小による業績への影響を少なくすべく努力を続けております。しかし、想定外の急激な変化が生じた場合には、当社グループの生産・業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 為替変動による影響

当社グループ製品の販売は、海外向けの比率が年々上昇しております。輸出は原則円建で行っており、為替変動の直接的な影響はないものの、急激な円高は海外の代理店・ユーザーから販売価格の引き下げの要求を受けます。また、中国工場の生産ウェイトが高まるにつれ、人民元の為替レートの動向により為替差損が発生するリスクも高まってきております。

(3) 品質に関する影響

当社グループは、積極的に新製品を開発し市場に投入すると同時に、ISO14001およびISO9001の認証取得を含む環境保全・品質保証体制を確立しております。予期せぬ不具合品の発生に備え、品質保証部を更に強化する目的からユーザーサポートチーム・品質保証チーム・生産技術チームを新たに加え、迅速かつ的確な対応を行うことにより、業績への影響の最小化に努めております。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高速、高精度、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な製品開発活動を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費の総額は、629百万円であります。

### (1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当連結会計年度の主な成果としては、CNC精密自動旋盤P034H、B0124、BS125H、CNC精密円筒研削盤G30 - 、立型マシニングセンタVA31H等の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、629百万円であります。

### (2) 専用機その他の事業

当連結会計年度における当事業に係る研究開発費はありませんでした。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、16,486百万円（前連結会計年度末は22,735百万円）となり、6,249百万円減少しました。これは主に、受取手形及び売掛金が4,985百万円減少、たな卸資産が865百万円減少したこと等によるものです。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、9,184百万円（前連結会計年度末は9,997百万円）となり、812百万円減少しました。これは主に、建物及び構築物が320百万円減少、投資有価証券が647百万円減少したことによるものです。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、3,855百万円（前連結会計年度末は9,913百万円）となり、6,057百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少6,091百万円、未払法人税等の減少644百万円等によるものです。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、2,129百万円（前連結会計年度末は903百万円）となり、1,225百万円増加しました。これは主に、社債の発行による増加1,200百万円によるものです。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、19,718百万円（前連結会計年度末の資本の残高は21,916百万円）となりました。これは主に、当期純損失により873百万円、自己株式取得により84百万円、配当金の支払いにより679百万円、その他有価証券評価差額金548百万円が減少したこと等によるものであります。

### (2) キャッシュ・フローの分析

#### (キャッシュ・フロー)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比164百万円減少し、3,188百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、439百万円の増加（前連結会計年度は3,946百万円の増加）となりました。これは主に、減価償却費927百万円、投資有価証券評価損1,163百万円、売上債権の減少4,988百万円、たな卸資産の減少868百万円等により資金が増加した一方、税金等調整前当期純損失754百万円、仕入債務の減少6,096百万円、法人税等の支払い728百万円等により資金が減少したことによるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、1,803百万円の減少（前連結会計年度は1,394百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入163百万円等により資金が増加した一方、有形固定資産の取得による支出809百万円、投資有価証券の取得による支出1,150百万円等により資金が減少したことによるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、1,210百万円の増加（前連結会計年度は2,696百万円の減少）となりました。これは主に、短期借入の増加500百万円、社債の発行による収入1,466百万円等により資金が増加した一方、自己株式の取得による支出84百万円、配当金の支払677百万円により資金が減少したことによるものです。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は、22,687百万円（前年同期比20.4%減）、営業利益は810百万円（前年同期比70.9%減）となりました。当期純損益につきましては、米国金融危機に伴う世界同時株安の影響を受け、業務提携先のスイス・トルノス社の株式評価損887百万円および国内取引先の株式評価損276百万円の合計1,163百万円、および減損損失99百万円等を計上いたしました結果、873百万円の損失となりました。

なお、事業別の分析は、「第2事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」の項目をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額798百万円の設備投資を実施致しました。

事業の種類別設備投資は次のとおりです。

工作機械事業においては、当社長岡工場・信州工場および子会社津上精密机床(浙江)有限公司の生産設備を中心に、798百万円の設備投資を実施致しました。

専用機その他の事業における設備投資はありません。

所要資金としては、自己資金および社債発行による資金を充当しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物	機械装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
長岡工場 (新潟県長岡市)	工作機械事業	工作機械製造設備	2,213	766	232 (71,339)	12	254	3,478	358 (139)
信州工場 (長野県佐久市)	工作機械事業 専用機その他の 事業	工作機械及び専 用機その他製造 設備	695	871	22 (64,685)	6	42	1,637	94 (44)
新潟工場 (新潟県新潟市)	工作機械事業	工作機械製造設 備	78	4	164 (18,245)	-	13	261	-
その他 (神奈川県川崎市川崎区)	-	独身寮	176	-	91 (469)	-	1	268	-

##### (2) 在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物	機械装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
津上精密机床 (浙江)有限公司	中国工場 (中国浙江省)	工作機械事 業	工作機械製 造設備	385	218	- (-)	-	11	615	7 (134)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具及び器具備品の合計額で、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当っては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社長岡工場	新潟県長岡市	工作機械事業	情報システム、機械装置他	180	13	自己資金	平成20年12月	平成22年3月
当社信州工場	長野県佐久市	工作機械事業、専用機その他事業	機械装置他	50	-	自己資金	平成21年10月	平成22年3月
津上精密机床(浙江)有限公司	中国浙江省	工作機械事業	機械装置他	100	-	自己資金	平成21年4月	平成21年9月

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,019,379	68,019,379	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	68,019,379	68,019,379	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月24日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	144	124
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,000	124,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できないこととする。 その他の権利行使の条件は、 当社と対象者との間で締結 する「新株予約権割当契 約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するた めには、取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	66	54
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000	54,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成18年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 2 . 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 3 . 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
- 4 . 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成19年6月22日 取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	88	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88,000	71,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月10日 至平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成19年6月22日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	77	77
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,000	77,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月10日 至平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

平成20年6月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	97	87
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000	87,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成40年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額279円と行使時の払込金額1円を合算しております。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割契約がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

平成20年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月8日 至平成40年7月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。
4. 発行価格は、新株予約権の払込金額279円と行使時の払込金額1円を合算しております。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割契約がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成18年11月15日 (注)	10,000,000	79,019,379	-	10,599	-	4,138
平成20年3月24日 (注)	11,000,000	68,019,379	-	10,599	-	4,138

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	46	184	67	8	10,643	10,981	-
所有株式数 (単元)	-	21,488	672	6,477	6,059	32	32,788	67,516	503,379
所有株式数の 割合(%)	-	31.8	1.0	9.6	9.0	0.0	48.6	100.0	-

(注) 1. 自己株式453,084株は、「個人その他」に453単元、「単元未満株式の状況」に84株を含めて記載してありま  
す。

2. 上記「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給 付信託 東京精密口 再信託受託 者 資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,592	6.75
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,255	6.25
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	2,631	3.86
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	2,000	2.94
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,516	2.22
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	2.18
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,298	1.90
ツガミ取引先持株会	新潟県長岡市東蔵王1-1-1	1,277	1.87
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー	P.O.BOX 351, BOSTON, MASSACHUSETTS 02101, U.S.A.	1,121	1.64
505012(常任代理店 株式会社み ずほコーポレート銀行 兜町証券 決済業務室)	(東京都中央区日本橋兜町6-7)		
エスアイエックス エスアイエス エルティーデー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	CH BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,000	1.47
計	-	21,174	31.13

- (注) 1. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数はすべて信託業務に係るものであります。  
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。  
3. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数はすべて、信託業務に係るものであります。  
4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三  
菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社から平成21年3月16日付の大量保有報告書の写しの送  
付があり、平成21年3月9日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりま  
すが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めてお  
りません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 530,257	0.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 1,476,000	2.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 734,000	1.08

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 453,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,063,000	67,063	-
単元未満株式	普通株式 503,379	-	-
発行済株式総数	68,019,379	-	-
総株主の議決権	-	67,063	-

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、12千株(議決権の数12個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本橋堀留町1-9-10	453,000	-	453,000	0.67
計	-	453,000	-	453,000	0.67

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

1. 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、監査役及び役付執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月24日開催の第102期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4 当社役付執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 8 これに準ずる使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

3. 平成18年6月23日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を平成18年6月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 11 これに準ずる使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

5. 平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年6月22日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載

6. 平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	51,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権の総数は、合計51個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

7. 平成20年6月20日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成20年6月20日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 取締役については76個、監査役については25個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ロ. 上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じる。

8. 平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社使用人並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 1 当社使用人 123 当社子会社の取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	800,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から2年を経過した日から平成26年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者のとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の総数は、合計800個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社役付執行役員及びこれに準ずる使用人に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役付執行役員およびこれに準ずる使用人 14
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	111,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の総数は、合計111個を上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率  
なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記表の期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (3) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限  
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (4) 募集新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 平成21年6月19日開催の取締役会決議に基づくもの

会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社取締役および監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成21年6月19日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	191,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役については300個、監査役については100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合等を行うことにより、対象株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記表における新株予約権の行使期間内において、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から7営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。新株予約権者は、原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(4) 募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年1月15日)での決議状況 (取得期間 平成20年1月15日～平成20年4月11日)	1,500,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	1,419,000	427,445,000
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	81,000	172,555,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	5.4	28.8
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	5.4	28.8

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年3月14日)での決議状況 (取得期間 平成20年3月14日～平成20年6月19日)	2,000,000	800,000,000
当事業年度前における取得自己株式	21,000	6,304,000
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,979,000	793,696,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	99.0	99.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	99.0	99.2

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成20年6月20日～平成20年9月11日)	1,000,000	450,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	36,000	13,436,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	964,000	436,564,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	96.4	97.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	96.4	97.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年9月12日)での決議状況 (取得期間 平成20年9月12日~平成20年12月11日)	1,000,000	350,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	219,000	42,915,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	781,000	307,085,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	78.1	87.7
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	78.1	87.7

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年12月12日)での決議状況 (取得期間 平成20年12月12日~平成21年3月12日)	1,000,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	15,000	2,160,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	985,000	197,840,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	98.5	98.9
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	98.5	98.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月13日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月13日~平成21年6月18日)	1,500,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	149,000	21,882,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,351,000	228,118,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	90.1	91.2
当期間における取得自己株式	650,000	108,007,000
提出日現在の未行使割合(%)	46.7	48.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年6月19日)での決議状況 (取得期間 平成21年6月19日~平成21年9月11日)	1,000,000	250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000,000	250,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	14,117	3,891,302
当期間における取得自己株式	2,494	401,700

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注)	111,000	42,444,000	59,000	12,036,000
保有自己株式数	453,084	-	1,046,578	-

(注) 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数111,000株、処分価額の総額42,444,000円)であります。  
当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数59,000株、処分価額の総額12,036,000円)であります。

### 3【配当政策】

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様利益還元を図ることが基本と考えております。

従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

当期につきましては、中間配当金と合わせて1株につき10円とさせていただきます。

来期につきましては、市況の回復が極めて不透明であることにより、現時点では未定といたしました。

また、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月10日 取締役会決議	339	5.00
平成21年5月14日 取締役会決議	337	5.00

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第102期 平成17年3月	第103期 平成18年3月	第104期 平成19年3月	第105期 平成20年3月	第106期 平成21年3月
最高(円)	470	994	979	700	424
最低(円)	212	439	605	276	126

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	268	215	190	169	164	158
最低(円)	160	182	142	141	126	130

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 社長執行役員 (代表取締役)		西嶋 尚生	昭和22年12月14日生	昭和45年5月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成11年2月 ㈱東京精密営業副本部長 平成11年5月 当社営業開発部長、津上工販(㈱)常務取締役就任 平成12年6月 当社取締役統轄本部営業開発部長就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任 平成18年4月 当社代表取締役社長執行役員就任(現)	(注) 3	10
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		森内 信行	昭和23年1月22日生	昭和45年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成9年4月 ㈱東京精密入社 平成16年6月 ACCRETECH USA, INC副社長 平成18年2月 当社入社 平成18年4月 当社常務執行役員営業本部海外部門担当 平成20年4月 当社専務執行役員海外営業副本部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員海外営業副本部長就任 当社代表取締役専務執行役員就任 平成21年6月 (現)	(注) 3	-
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		菊池 克治	昭和23年4月17日生	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 当社長岡工場自動機グループグループリーダー 平成12年6月 当社取締役長岡工場自動機グループグループリーダー就任 平成13年6月 ㈱森精機製作所常勤監査役就任 当社常務取締役長岡工場自動旋盤グループグループリーダー就任 平成14年4月 当社常務取締役長岡工場技術副本部長就任 平成16年4月 当社取締役専務執行役員営業副本部長就任 平成18年4月 当社代表取締役専務執行役員営業副本部長就任 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員就任(現)	(注) 3	35
取締役 専務執行役員 (代表取締役)	長岡工場長	新嶋 敏治	昭和29年11月14日生	昭和54年11月 当社入社 平成15年10月 当社技術本部自動旋盤グループグループリーダー 平成17年4月 当社上席執行役員技術本部副本部長 平成17年7月 当社上席執行役員技術副本部長代理 平成18年4月 当社常務執行役員技術副本部長 平成20年4月 当社常務執行役員技術副本部長兼生産本部副本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員技術副本部長兼生産本部副本部長兼長岡工場長就任 平成21年4月 当社取締役専務執行役員長岡工場長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員長岡工場長就任(現)	(注) 3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	管理部長	本間 利雄	昭和27年 8月 2日生	昭和50年 4月 ㈱北越銀行入行 平成14年 4月 同行長岡新産支店長 平成18年 4月 同行直江津支店長 平成20年 4月 当社常務執行役員管理部長 平成21年 6月 当社取締役常務執行役員管理部長就任 (現)	(注) 3	-
取締役		中川 威雄	昭和13年10月12日生	平成11年 5月 東京大学名誉教授(現) 平成12年10月 ファインテック㈱代表取締役社長 (現) 平成19年 6月 ファナック㈱監査役就任(現) 平成20年 6月 当社取締役就任(現)	(注) 3	20
取締役		鱒見 満裕	昭和17年 7月29日生	昭和40年 4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成 5年 6月 ㈱さくら銀行(㈱三井住友銀行)取締役就 任 平成 8年 6月 同行常務取締役就任 平成11年 6月 同行専務執行役員 平成12年 6月 さくら抵当証券㈱社長就任 平成13年 6月 ㈱三井ファイナンスサービス(現SMBC ファイナンスサービス㈱)社長就任 SMBC抵当証券㈱社長就任 平成14年 3月 三機工業㈱取締役就任(現) 平成15年 6月 ㈱トーホー監査役就任(現) 平成19年 4月 平成21年 6月 当社取締役就任(現)	(注) 3	-
常勤監査役		大宮 郁士	昭和21年 8月26日生	昭和44年 4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成12年 6月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成13年 6月 当社常務取締役長岡工場長就任 平成14年 4月 当社常務取締役統轄本部長就任 平成16年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 平成16年 6月 当社常勤監査役就任(現)	(注) 5	16
監査役		梅岡 匡爾	昭和21年 1月 7日生	昭和43年 3月 ㈱森精機製作所入社 平成 2年 6月 同社取締役海外業務部長就任 平成 9年 4月 同社常務取締役就任 平成14年10月 同社専務取締役就任 平成15年 1月 同社専務取締役営業本部長就任 平成15年 6月 当社監査役就任(現) 平成17年 2月 ㈱森精機製作所専務取締役エンジニアリ ング本部長就任 平成17年 6月 ㈱森精機製作所専務取締役法務部ゼネラ ルマネージャー兼 内部監査室ゼネラル マネージャー兼 中期計画推進担当就任 平成18年 6月 ㈱森精機製作所常勤監査役就任 平成21年 6月 ㈱森精機製作所顧問就任(現)	(注) 6	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		渡邊 光一郎	昭和28年4月16日生	昭和51年4月 第一生命保険相互会社入社 平成9年4月 同社調査部長 平成13年4月 同社企画・調査本部長兼企画第一部長 平成13年7月 同社取締役企画・調査本部長兼企画第一部長就任 平成16年4月 同社常務取締役就任 平成16年6月 当社監査役就任(現) 平成16年7月 第一生命保険相互会社常務執行役員就任 平成19年7月 同社取締役常務執行役員就任 平成20年4月 同社取締役専務執行役員就任(現)	(注)5	-
監査役		太田 邦正	昭和24年2月16日生	昭和46年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成8年4月 同行神戸支店長 平成11年6月 東邦レーヨン(株)取締役経理本部長 平成14年6月 (株)東京精密取締役 平成15年4月 同社業務会社執行役員社長(現) 平成16年6月 同社代表取締役 平成16年10月 同社代表取締役C.F.O(現) 平成21年6月 当社監査役就任(現)	(注)4	3
計						108

- (注) 1. 取締役中川威雄及び鱒見満裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 梅岡匡爾、渡邊光一郎及び太田邦正は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 平成21年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
4. 平成21年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 平成20年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
6. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
7. 当社は、常勤監査役に事故ある場合等に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
幕田 輝明	昭和31年11月9日生	昭和54年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成13年5月 同行香港支店副支店長 平成16年4月 同行平塚法人営業部長 平成19年5月 当社管理本部付上席部長 平成21年4月 当社執行役員管理部部長兼海外業務部長(現)	-

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、企業価値の持続的な拡大のため、迅速かつ的確な経営判断に努め、株主の負託に応えるとともに、国際社会の一員として、企業に期待される社会的責任を果たしてまいります。

また、株主・投資家に対するIR活動や情報開示に積極的に取り組み、経営の透明性の向上に努めてまいります。コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、取締役会と監査役会による監査役制度採用会社であります。平成21年6月19日現在、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）となっております。

当社では、取締役会および監査役会をコーポレート・ガバナンスの基本機構としており、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで、意思決定しております。さらに、コーポレート・ガバナンスの充実を目指して、「監査室」を社長直轄の組織とするとともに、「リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」などを設けています。

#### イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように決定しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ 取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築する。なお、通報者の保護を図ることとする。

ハ 社長直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

二 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査役監査基準に従う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理に係る委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行なうとともに、万一リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行なう。

また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い経営の効率化をすすめることとする。

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社を頂点企業とする企業集団である。

イ コンプライアンスについては、「ツガミグループ行動規範」を子会社にも同様に適用する。

ロ 毎月1回の経営会議に子会社の代表者も出席し、当社および子会社間での内部統制に関する協議を進めるとともに、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。

ハ 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規則およびコンプライアンスを遵守していることの確認を行なう。

監査役がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役から請求ある場合は、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。この場合取締役からの独立性を確保するために、補助者の人事に関しては監査役会と十分協議の上決定するものとする。監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。

イ 会社に著しい影響を及ぼす重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

ロ 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合には、その事実に関する事項

ハ 内部監査部門（監査室）内部監査の結果

二 内部通報制度の運用および通報の内容

その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

イ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行なう。

ロ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行なうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ハ 監査役は、内部監査部門（監査室）とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

財務報告の信頼性を確保するための体制

イ 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。

ロ 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行なう。

ハ 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。反社会勢力を排除するための体制

イ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ロ 反社会勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

） 会計監査の状況

会計監査人については、あずさ監査法人を選任し、監査契約を結び経営情報を逐次提供しております。監査役、会計監査人は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換を行い、相互連携して監査業務を推進しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、堀之北重久氏及び田中 量氏であり、あずさ監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他11名であります。

なお、本年6月19日開催の定時株主総会において、第107期の会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任いたしました。

） 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役中川威雄は、東京大学名誉教授であり、ファインテック株式会社代表取締役社長であります。同 社と当社との間には取引関係はありません。

社外取締役鱒見満裕は、三機工業株式会社取締役であり、株式会社トーヨー監査役であります。同社と当社との間には取引関係はありません

社外監査役梅岡匡爾は、株式会社森精機製作所常勤監査役でありましたが、本年6月17日付で退任し新たに顧問に就任いたしました。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,000千株を所有し、当社は同社株式100千株を所有しております。

社外監査役渡邊光一郎は、第一生命保険相互会社取締役専務執行役員であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式2,100千株を所有しております。

社外監査役太田邦正は、株式会社東京精密代表取締役C.F.O.であります。同社と当社との資本的関係につきましては、同社は当社株式4,592千株を所有し、当社は同社株式65千株を所有しております。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役に対する報酬は136百万円、監査役に対する報酬は44百万円であり、支給額には、ストック・オプションによる報酬額33百万円が含まれております。

監査報酬の内容

当事業年度における当社のあずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、46百万円であります。

上記以外の報酬の内容は、財務報告に係る内部統制のアドバイザー業務で1百万円であります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	46	1
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	46	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「財務諸表に係る内部統制構築アドバイザー業務」を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第105期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第106期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表並びに第105期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第106期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,402	3,238
受取手形及び売掛金	9,662	4,677
たな卸資産	9,046	-
商品及び製品	-	1,336
仕掛品	-	4,755
原材料及び貯蔵品	-	2,088
繰延税金資産	370	122
その他	310	367
貸倒引当金	57	100
流動資産合計	22,735	16,486
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,908	7,560
減価償却累計額	3,668	3,640
建物及び構築物(純額)	4,240	3,919
機械装置及び運搬具	8,888	9,144
減価償却累計額	6,957	7,258
機械装置及び運搬具(純額)	1,930	1,886
土地	598	591
リース資産	-	29
減価償却累計額	-	3
リース資産(純額)	-	26
その他	708	761
減価償却累計額	441	552
その他(純額)	266	209
有形固定資産合計	7,035	6,633
無形固定資産		
投資その他の資産	43	43
投資有価証券	1 2,488	1 1,840
関係会社出資金	218	218
長期貸付金	2	3
繰延税金資産	-	335
その他	209	111
投資その他の資産合計	2,918	2,508
固定資産合計	9,997	9,184
繰延資産		
社債発行費	-	32
繰延資産合計	-	32
資産合計	32,732	25,703

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,220	2,129
短期借入金	-	500
1年内償還予定の社債	-	300
未払法人税等	691	46
賞与引当金	327	142
製品保証引当金	-	75
その他	673	661
流動負債合計	9,913	3,855
固定負債		
社債	-	1,200
退職給付引当金	790	823
役員退職慰労引当金	21	8
その他	91	96
固定負債合計	903	2,129
負債合計	10,816	5,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,599	10,599
資本剰余金	4,138	4,138
利益剰余金	6,936	5,373
自己株式	50	92
株主資本合計	21,623	20,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40	508
為替換算調整勘定	26	20
評価・換算差額等合計	66	487
新株予約権	226	187
純資産合計	21,916	19,718
負債純資産合計	32,732	25,703

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	28,495	22,687
売上原価	22,142	<sup>1</sup> 18,068
売上総利益	6,352	4,618
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	830	834
賞与引当金繰入額	75	28
退職給付費用	85	104
役員退職慰労引当金繰入額	21	-
技術研究費	<sup>2</sup> 470	<sup>2</sup> 629
保険料	102	94
貸倒引当金繰入額	-	153
製品保証引当金繰入額	-	75
その他	1,982	1,889
販売費及び一般管理費合計	3,568	3,808
営業利益	2,784	810
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	36	37
受取賃貸料	12	11
受取保険金	48	26
助成金収入	-	42
その他	35	30
営業外収益合計	136	149
営業外費用		
支払利息	1	31
手形売却損	59	106
休止費用	-	<sup>3</sup> 128
その他	103	66
営業外費用合計	164	332
経常利益	2,756	626
特別利益		
固定資産売却益	<sup>4</sup> 0	<sup>4</sup> 1
投資有価証券売却益	10	-
貸倒引当金戻入額	22	-
役員賞与引当金戻入額	15	-
新株予約権戻入益	-	105
特別利益合計	47	106

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	5 3	5 8
固定資産売却損	6 4	-
減損損失	-	7 99
投資有価証券評価損	6	1,163
たな卸資産除却損	-	31
たな卸資産評価損	-	24
製品改善対策費	8 110	-
退職給付費用	-	68
製品保証引当金繰入額	-	64
その他	1	27
特別損失合計	126	1,488
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	2,677	754
法人税、住民税及び事業税	1,037	60
法人税等調整額	11	58
法人税等合計	1,048	118
当期純利益又は当期純損失( )	1,629	873

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	10,599	10,599
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,599	10,599
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	4,208	4,138
当期変動額		
自己株式の処分	5	-
自己株式の消却	65	-
当期変動額合計	70	-
当期末残高	4,138	4,138
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	10,568	6,936
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失( )	1,629	873
自己株式の消却	4,466	-
自己株式の処分	-	9
当期変動額合計	3,632	1,562
当期末残高	6,936	5,373
<b>自己株式</b>		
前期末残高	2,681	50
当期変動額		
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	15	42
自己株式の消却	4,532	-
当期変動額合計	2,630	41
当期末残高	50	92
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	22,695	21,623
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失( )	1,629	873
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	10	32
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	1,072	1,604
当期末残高	21,623	20,019

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	600	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	559	548
当期変動額合計	559	548
当期末残高	40	508
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	60	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	5
当期変動額合計	33	5
当期末残高	26	20
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	660	66
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	593	554
当期変動額合計	593	554
当期末残高	66	487
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	94	226
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132	39
当期変動額合計	132	39
当期末残高	226	187
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	23,450	21,916
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,629	873
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	10	32
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	461	593
当期変動額合計	1,534	2,197
当期末残高	21,916	19,718

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	2,677	754
減価償却費	870	927
投資有価証券評価損益( は益)	6	1,163
減損損失	-	99
貸倒引当金の増減額( は減少)	22	43
退職給付引当金の増減額( は減少)	39	33
受取利息及び受取配当金	39	38
支払利息	1	31
投資有価証券売却損益( は益)	10	-
固定資産除却損	3	5
固定資産売却損益( は益)	4	-
売上債権の増減額( は増加)	4,629	4,988
たな卸資産の増減額( は増加)	1,650	868
仕入債務の増減額( は減少)	873	6,096
その他	285	111
小計	5,351	1,160
利息及び配当金の受取額	39	38
利息の支払額	1	31
訴訟関連損失の支払額	69	-
法人税等の支払額	1,374	728
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,946	439
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	170	70
定期預金の払戻による収入	200	70
有形固定資産の取得による支出	233	809
有形固定資産の売却による収入	2	163
投資有価証券の取得による支出	1,213	1,150
投資有価証券の売却による収入	40	-
貸付金の回収による収入	0	0
その他	21	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,394	1,803
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,000	11,200
短期借入金の返済による支出	1,000	10,700
自己株式の売却による収入	10	9
社債の発行による収入	-	1,466
自己株式の取得による支出	1,919	84
配当金の支払額	786	677
その他	-	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,696	1,210
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	11
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	144	164
現金及び現金同等物の期首残高	3,496	3,352
現金及び現金同等物の期末残高	3,352	3,188

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数5社            (株)ツガミマシナリー            (株)ツガミシマモト            (株)ツガミプレシジョン            (株)ツガミ総合サービス            津上精密机床(浙江)有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等            非連結子会社            ツガミ(タイ)            TSUGAMI GmbH            (連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数4社            (株)ツガミマシナリー            (株)ツガミプレシジョン            (株)ツガミ総合サービス            津上精密机床(浙江)有限公司            前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ツガミシマモトは、平成21年1月1日付で(株)ツガミへ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等            非連結子会社            ツガミ(タイ)            TSUGAMI GmbH            (連結の範囲から除いた理由)            同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社0社            (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ)、TSUGAMI GmbH)及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(1) 同左            (2) 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>



項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ52百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>リース資産</p> <p>長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>社債発行費</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より9年に変更しております。</p> <p>これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税金等調整前当期純損失は40百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>社債発行費 社債の償還までの期間(5年)にわたり定額法により償却しております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。</p> <p>製品保証引当金</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>製品保証引当金 当社は製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率等に基づく見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上してはいましたが、当連結会計年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたこととともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税金等調整前当期純損失は75百万円増加しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い		当連結会計年度より、「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益へ与える影響はありません。
2. リース取引に関する会計基準		所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益へ与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(連結貸借対照表) 1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,008百万円、6,503百万円、1,533百万円です。
	(連結貸借対照表) 2. 前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度末の「繰延税金資産」は117百万円です。

【注記事項】

( 連結貸借対照表関係 )

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。	1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券(株式) 16百万円	投資有価証券(株式) 16百万円
2. 受取手形割引高 1,314百万円	2. 受取手形割引高 812百万円
輸出受取手形割引高 2,267百万円	輸出受取手形割引高 3,069百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)						
1.	1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 50百万円						
2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる 研究開発費 470百万円	2. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる 研究開発費 629百万円						
3.	3. 休止費用は、当社及び連結子会社の操業一時休止に伴う費用であり、その内訳は次のとおりであります。 労務費 86百万円 減価償却費 40百万円 その他 1百万円 計 128百万円						
4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置 0百万円	4. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 1百万円						
5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置 2百万円 その他 0百万円 計 3百万円	5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 4百万円 その他 4百万円 計 8百万円						
6. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置 4百万円	6.						
7.	7. 減損損失の内訳は次のとおりであります。 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都板橋区</td> <td>売却予定資産</td> <td>建物等</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	東京都板橋区	売却予定資産	建物等
場所	用途	種類					
東京都板橋区	売却予定資産	建物等					
	<p>当社グループは、資産を事業の関連性によりグルーピングしております。</p> <p>上記の売却予定資産については帳簿価額に比べ売却予定額が低いことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し99百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能額につきましては正味売却価額により測定しており、売却予定額に基づき算出しております。</p> <p>なお、減損損失計上時に売却予定であった上記の資産につきましては平成20年9月に売却済みであります。</p>						
8. 製品改善対策費は、主として海外の一部地域向け製品に高剛性タイプが必要だった為、部品を交換した事等による費用であります。	8.						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	79,019	-	11,000	68,019
合計	79,019	-	11,000	68,019
自己株式				
普通株式	6,341	4,824	11,035	130
合計	6,341	4,824	11,035	130

(注) 1. 発行済株式の普通株式の株式数の減少11,000千株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の増加4,824千株は、単元未満株式の買取りによる増加13千株、当社が取得した自己株式4,811千株であります。

3. 自己株式の普通株式の株式数の減少11,035千株は、ストック・オプションの行使による減少35千株、消却による減少11,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	226
	合計	-	-	-	-	-	226

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	359	5.00	平成19年9月30日	平成19年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	339	利益剰余金	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月3日

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	68,019	-	-	68,019
合計	68,019	-	-	68,019
自己株式				
普通株式	130	433	111	453
合計	130	433	111	453

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加433千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式419千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少111千株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	187
	合計	-	-	-	-	-	187

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月15日取締役会	普通株式	339	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月3日
平成20年11月10日取締役会	普通株式	339	5.00	平成20年9月30日	平成20年11月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年5月14日取締役会	普通株式	337	利益剰余金	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,402百万円	現金及び預金勘定	3,238百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	50百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	50百万円
現金及び現金同等物	3,352百万円	現金及び現金同等物	3,188百万円
2. 重要な非資金取引		2. 重要な非資金取引	
自己株式の消却	4,532百万円		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																												
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">39</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">136</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">46百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">29百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	39	27	11	有形固定資産・その他	75	47	28	無形固定資産・その他	21	15	5	合計	136	90	46	1年以内	25百万円	1年超	21百万円	計	46百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	29百万円	<p>ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産</p> <p>主として、工作機械事業及び専用機その他事業における事務機器(工具、器具及び備品)等でありませす。</p> <p>(イ) 無形固定資産</p> <p>ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産・その他</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: center;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">21百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">23百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: center;">23百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置及び運搬具	17	12	5	有形固定資産・その他	60	46	13	無形固定資産・その他	8	6	1	合計	86	65	21	1年以内	13百万円	1年超	8百万円	計	21百万円	支払リース料	23百万円	減価償却費相当額	23百万円
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																										
機械装置及び運搬具	39	27	11																																																										
有形固定資産・その他	75	47	28																																																										
無形固定資産・その他	21	15	5																																																										
合計	136	90	46																																																										
1年以内	25百万円																																																												
1年超	21百万円																																																												
計	46百万円																																																												
支払リース料	29百万円																																																												
減価償却費相当額	29百万円																																																												
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																										
機械装置及び運搬具	17	12	5																																																										
有形固定資産・その他	60	46	13																																																										
無形固定資産・その他	8	6	1																																																										
合計	86	65	21																																																										
1年以内	13百万円																																																												
1年超	8百万円																																																												
計	21百万円																																																												
支払リース料	23百万円																																																												
減価償却費相当額	23百万円																																																												

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	611	919	308	610	666	56
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	611	919	308	610	666	56
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,788	1,548	240	1,719	1,154	564
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	1,788	1,548	240	1,719	1,154	564
合計	2,399	2,467	67	2,330	1,821	508	

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

その他有価証券のうち時価のある株式について時価が30%を超えて50%程度までの範囲で下落した銘柄については、個別に回復可能性の判定を行い減損処理の要否を決定しております。

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について、減損処理の対象となった銘柄はありません。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について1,163百万円減損処理を行っております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
40	10	-	-	-	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度(平成20年3月31日)	当連結会計年度(平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	4	2

(注) 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について6百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について、減損処理の対象となった銘柄はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(1) 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 為替予約につきましては、振当処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ... 為替予約 ヘッジ対象 ... 売掛金、買掛金 ヘッジ方針 為替リスクの回避並びに損益確定のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁権者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成20年3月31日)及び当連結会計年度(平成21年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	2,451	2,483
(2) 年金資産(百万円)	526	611
(3) 未積立退職給付債務(百万円)(1)+(2)	1,924	1,872
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	982	835
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	152	212
(6) 未認識過去勤務債務(百万円)	-	-
(7) 連結貸借対照表計上額純額(百万円) (3)+(4)+(5)+(6)	790	823
(8) 前払年金費用(百万円)	-	-
(9) 退職給付引当金(百万円)(7)-(8)	790	823

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

連結子会社である㈱ツガミシマモトは、簡便法によっておりましたが、平成21年1月1日に当社と合併したため、当連結会計年度末の退職給付債務は原則法により算定しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用(百万円)	397	430
(1) 勤務費用(百万円)	130	131
(2) 利息費用(百万円)	35	35
(3) 期待運用収益(百万円)	7	10
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 (百万円)	139	139
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	100	66
(6) その他(百万円)(注2)	-	68

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1)勤務費用」に計上しております。

2. 当社と連結子会社である㈱ツガミシマモトは、平成21年1月1日に合併したため、㈱ツガミシマモトの当連結会計年度末の退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更したことにより、特別損失に計上したものであります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率(%)	1.5	1.5
(3) 期待運用収益率(%)	2.0	2.0
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌連結会計年度から5年	発生の翌連結会計年度から5年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数(年)	15	15

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 20百万円  
販売費及び一般管理費 111百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日
	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成27年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42名 当社子会社の取締役 7名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 350,000株	普通株式 101,000株
付与日	平成19年7月9日	平成19年7月9日
権利確定条件	該当事項なし	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年7月9日	該当事項なし
権利行使期間	平成21年7月10日～平成24年6月30日	平成19年7月10日～平成39年7月9日

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 11名 当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 89,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	360,000	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	360,000	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	230,000	-	180,000
権利確定	-	360,000	-
権利行使	35,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	195,000	360,000	180,000
	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	340,000	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	340,000	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	78,000	59,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	78,000	59,000

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	350,000	101,000	89,000
失効	-	-	-
権利確定	-	101,000	89,000
未確定残	350,000	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	101,000	89,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	101,000	89,000

単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	554	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	176	608	608

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	600	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	138	513	513

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ法

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年 一般型新株予約権	平成19年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性(注)1	33.058%	58.605%
予想残存期間(注)2	3.5年	10.0年
予想配当(注)3	10.00円/株	10.00円/株
無リスク利率(注)4	1.299%	1.934%

(注)1. 平成19年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成16年1月4日～平成19年7月3日)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成19年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年(平成9年6月～平成19年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成19年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名並びに利益として計上した金額

売上原価 16百万円  
販売費及び一般管理費 73百万円  
新株予約権戻入益 105百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権（注）2	平成17年 第2回一般型新株予約権（注）2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日
	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権（注）2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日
	平成19年 第4回一般型新株予約権(注)2	平成19年 株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 42名 当社子会社の取締役 7名	当社取締役 4名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 350,000株	普通株式 101,000株
付与日	平成19年7月9日	平成19年7月9日
権利確定条件	該当事項なし	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年7月9日	該当事項なし
権利行使期間	平成21年7月10日～平成24年6月30日	平成19年7月10日～平成39年7月9日

	平成19年 株式報酬型ストック・オプションBプラン	平成20年 第5回一般型新株予約権(注)2
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 11名 当社使用人 1名	当社使用人 76名 当社子会社の取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 89,000株	普通株式 350,000株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成20年7月7日～平成22年7月7日
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日	平成22年7月8日～平成25年6月30日
	平成20年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名	当社の役付執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 100,000株	普通株式 51,000株
付与日	平成20年7月7日	平成20年7月7日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成20年7月8日～平成40年7月7日	平成22年7月8日～平成40年7月7日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 一般型新株予約権は全て平成21年3月13日付けで当社が全部を無償で取得し消却しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	195,000	360,000	180,000
権利確定	-	-	-
権利行使	33,000	-	36,000
失効	162,000 (注)	360,000 (注)	-
未行使残	-	-	144,000
	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	340,000	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	340,000	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	78,000	59,000
権利確定	340,000	-	-
権利行使	-	12,000	8,000
失効	340,000 (注)	-	-
未行使残	-	66,000	51,000

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	350,000	-	-
付与	-	-	-
失効	350,000 (注)	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	101,000	89,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	13,000	9,000
失効	-	-	3,000
未行使残	-	88,000	77,000

	平成20年 第5回一般型新株予約権	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	350,000	100,000	51,000
失効	350,000 (注)	-	-
権利確定	-	100,000	51,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	100,000	51,000
権利行使	-	-	-
失効	-	3,000	-
未行使残	-	97,000	51,000

(注) 平成21年3月13日付けで当社が無償で取得し消却したことによるものであります。

単価情報

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権	平成17年 第1回報酬型新株予約権
権利行使価格 (円)	286	575	1
行使時平均株価 (円)	338	-	387
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 第3回一般型新株予約権	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	759	1	1
行使時平均株価 (円)	-	411	358
公正な評価単価(付与日)(円)	176	608	608

	平成19年 第4回一般型新株予約権	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成19年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	600	1	1
行使時平均株価 (円)	-	411	358
公正な評価単価(付与日)(円)	138	513	513

	平成20年 第4回一般型新株予約権	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションAプラン	平成20年 株式報酬型ストック・オ プションBプラン
権利行使価格 (円)	422	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	58	279	279

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ法

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年 一般型新株予約権	平成20年 報酬型新株予約権 Aプラン及びBプラン
株価変動性(注)1	33.262%	52.965%
予想残存期間(注)2	3.5年	10.0年
予想配当(注)3	10.00円/株	10.00円/株
無リスク利率(注)4	1.101%	1.693%

(注)1. 平成20年一般型新株予約権については、過去3.5年間(平成17年1月～平成20年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。平成20年報酬型新株予約権Aプラン及びBプランについては過去10年間(平成10年6月～平成20年6月)の各月の最終取引日における終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間中の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">25百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">133</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">329</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">359</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">121</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,146</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">630</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">515</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">488</td></tr> </table>	貸倒引当金	25百万円	賞与引当金	133	退職給付引当金	329	投資有価証券評価損	359	たな卸資産評価損	10	減損損失	121	未払事業税	55	その他	110	繰延税金資産小計	1,146	評価性引当額	630	繰延税金資産合計	515	その他有価証券評価差額金	27百万円	繰延税金負債合計	27	繰延税金資産(負債)の純額	488	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">335</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">30</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">61</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">682</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,494</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,036</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">457</td></tr> </table>	貸倒引当金	88百万円	賞与引当金	57	退職給付引当金	335	製品保証引当金	30	投資有価証券評価損	89	たな卸資産評価損	40	減損損失	48	未払事業税	6	株式報酬費用	61	繰越欠損金	682	その他	52	繰延税金資産小計	1,494	評価性引当額	1,036	繰延税金資産合計	457
貸倒引当金	25百万円																																																								
賞与引当金	133																																																								
退職給付引当金	329																																																								
投資有価証券評価損	359																																																								
たな卸資産評価損	10																																																								
減損損失	121																																																								
未払事業税	55																																																								
その他	110																																																								
繰延税金資産小計	1,146																																																								
評価性引当額	630																																																								
繰延税金資産合計	515																																																								
その他有価証券評価差額金	27百万円																																																								
繰延税金負債合計	27																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	488																																																								
貸倒引当金	88百万円																																																								
賞与引当金	57																																																								
退職給付引当金	335																																																								
製品保証引当金	30																																																								
投資有価証券評価損	89																																																								
たな卸資産評価損	40																																																								
減損損失	48																																																								
未払事業税	6																																																								
株式報酬費用	61																																																								
繰越欠損金	682																																																								
その他	52																																																								
繰延税金資産小計	1,494																																																								
評価性引当額	1,036																																																								
繰延税金資産合計	457																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当期については、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。</p>																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ツガミシマモト

事業の内容 主として当社製品の加工及び組立

(2) 企業結合の法的形式

株式会社ツガミ(当社)を存続会社、株式会社ツガミシマモト(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社ツガミ(当社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の100%子会社である株式会社ツガミシマモトは、当社製品の加工及び組立を行ってまいりましたが、当社グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、グループ経営の効率化を図る目的のため、平成21年1月1日付で当社に吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として処理しております。

なお、この企業結合の結果、当社個別財務諸表においては抱合せ株式消滅差益を特別利益に計上しておりますが、連結財務諸表においては、内部取引として消去されております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
・売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	27,056	1,438	28,495	-	28,495
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	27,056	1,438	28,495	-	28,495
営業費用	23,703	1,241	24,944	765	25,710
営業利益	3,353	197	3,550	(765)	2,784
・資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	24,935	1,800	26,736	5,996	32,732
減価償却費	681	167	849	21	870
資本的支出	494	6	501	-	501

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は765百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は5,996百万円であり、その主なものは、当社本社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

6. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(会計方針の変更)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が19百万円、「専用機その他事業」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(追加情報)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が45百万円、「専用機その他事業」が6百万円、「消去又は全社」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

工作機械事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める

割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

最近2連結会計年度の海外売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	9,356	1,544	2,770	13,671
連結売上高(百万円)				28,495
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	32.8	5.4	9.7	48.0
	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	7,814	2,381	1,714	11,911
連結売上高(百万円)				22,687
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	34.4	10.5	7.6	52.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、タイ、香港、シンガポール、中国、韓国、インド

(2) アメリカ.....アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、スイス、イタリア、フランス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	藤森 一雄	-	-	当社監査役 (株)東京精密代表取締役	（所有） 直接 0.16% （被所有） 直接 6.75%	-	-	当社製品の販売	619	売掛金	0
								同社商品の仕入	74	支払手形 買掛金	19 6
								固定資産の購入	1	未払金	1

- （注）1．取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。  
2．当社製品の販売、同社商品の仕入及び固定資産の購入については、市場価格を参考に決定しております。  
3．株式会社東京精密は、所有している当社の株式4,592千株をみずほ信託銀行株式会社へ退職給付信託として拠出しており、その議決権の行使については、株式会社東京精密が指図権を留保しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1．連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千ドル）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	レムセールス	米国 コネチカット州	6,780	工作機械販売業	（所有） 直接 29.50%	米国における当社製品の販売	当社製品の販売	2,360	売掛金	50

- （注）1．取引金額には消費税は含まれておりません。  
2．当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	319.50円	1株当たり純資産額	289.07円
1株当たり当期純利益金額	23.03円	1株当たり当期純損失金額	12.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.86円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は損失		
当期純利益又は損失(百万円)	1,629	873
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は損失(百万円)	1,629	873
期中平均株式数(千株)	70,775	67,826
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	531	-
(うちストックオプション)	(531)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成17年6月24日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数360千株) 平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数340千株) 平成19年6月22日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数350千株)	

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8)ストックオプション制度の内容」7.平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

ストックオプションの決議

提出会社は、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8)ストックオプション制度の内容」8.平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ツガミ	第1回無担保社債 (注)1.2	平成年月日 20.12.29	-	1,500 (300)	1.0	なし	平成年月日 25.12.27
合計	-	-	-	1,500 (300)	-	-	-

(注)1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
300	300	300	300	300

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	500	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	5	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	21	-	平成22年～25年
合計	-	527	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	5	5	5	4

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	7,713	7,576	4,504	2,893
税金等調整前四半期純利益金額及び税金等調整前四半期純損失金額( )(百万円)	635	683	194	511
四半期純利益金額及び四半期純損失金額( )(百万円)	502	690	266	419
1株当たり四半期純利益金額及び1株当たり四半期純損失金額( )(円)	7.40	10.16	3.93	6.20

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,976	2,714
受取手形	1 745	1 226
売掛金	1 9,044	1 5,312
商品	7	-
製品	920	-
商品及び製品	-	1,022
原材料	1,377	-
仕掛品	5,909	4,605
貯蔵品	3	-
原材料及び貯蔵品	-	1,780
前払費用	31	27
関係会社短期貸付金	130	39
繰延税金資産	312	116
立替金	1 68	19
未収入金	1 567	286
その他	3	15
貸倒引当金	58	104
流動資産合計	22,037	16,061

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	6,640	6,636
減価償却累計額	2,949	3,258
建物（純額）	3,691	3,377
構築物	441	477
減価償却累計額	272	323
構築物（純額）	169	154
機械及び装置	8,494	8,762
減価償却累計額	6,770	7,119
機械及び装置（純額）	1,723	1,642
車両運搬具	47	49
減価償却累計額	39	44
車両運搬具（純額）	7	5
工具	218	-
減価償却累計額	128	-
工具（純額）	89	-
器具備品	344	-
減価償却累計額	220	-
器具備品（純額）	123	-
工具、器具及び備品	-	703
減価償却累計額	-	524
工具、器具及び備品（純額）	-	179
土地	486	591
リース資産	-	29
減価償却累計額	-	3
リース資産（純額）	-	26
建設仮勘定	25	1
有形固定資産合計	6,316	5,977
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	7	16
電話加入権	8	10
無形固定資産合計	16	26
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,469	1,823
関係会社株式	317	136
関係会社出資金	667	926
従業員に対する長期貸付金	2	3
長期前払費用	3	2
繰延税金資産	117	335
その他	83	99
投資その他の資産合計	3,661	3,327
<b>固定資産合計</b>	<b>9,993</b>	<b>9,331</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	-	32
繰延資産合計	-	32
<b>資産合計</b>	<b>32,031</b>	<b>25,425</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	6,232	1,700
買掛金	1 2,287	1 675
短期借入金	-	500
1年内償還予定の社債	-	300
リース債務	-	5
未払金	1 446	237
未払費用	228	169
未払法人税等	549	34
前受金	2	29
預り金	43	37
賞与引当金	225	123
設備関係支払手形	97	101
製品保証引当金	-	75
その他	1 12	44
流動負債合計	10,125	4,035
固定負債		
社債	-	1,200
リース債務	-	21
退職給付引当金	684	815
長期預り保証金	14	14
その他	69	60
固定負債合計	768	2,112
負債合計	10,893	6,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,599	10,599
資本剰余金		
資本準備金	4,138	4,138
資本剰余金合計	4,138	4,138
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,183	4,954
利益剰余金合計	6,183	4,954
自己株式	50	92
株主資本合計	20,871	19,599
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40	508
評価・換算差額等合計	40	508
新株予約権	226	187
純資産合計	21,137	19,277
負債純資産合計	32,031	25,425

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>売上高</b>		
商品売上高	846	562
製品売上高	27,115	21,481
売上高合計	27,962	22,043
<b>売上原価</b>		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	9	7
当期商品仕入高	802	525
合計	811	532
商品期末たな卸高	7	1
商品売上原価	804	530
製品売上原価		
製品期首たな卸高	843	920
当期製品製造原価	22,065	17,967
合計	22,908	18,887
製品期末たな卸高	920	1,020
他勘定振替高	91	155
製品売上原価	21,897	17,710
売上原価合計	22,702	18,241
売上総利益	5,259	3,802
<b>販売費及び一般管理費</b>		
荷造運搬費	99	82
広告宣伝費	218	257
役員報酬	150	146
給料及び手当	606	632
賞与引当金繰入額	53	19
退職給付費用	81	100
賃借料	96	88
旅費及び交通費	265	178
保険料	99	89
技術研究費	457	628
減価償却費	23	18
貸倒引当金繰入額	-	148
製品保証引当金繰入額	-	75
その他	823	816
販売費及び一般管理費合計	2,974	3,284
営業利益	2,284	517
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2	1
受取配当金	286	317
受取賃貸料	102	83
受取保険金	48	26
助成金収入	-	40
その他	47	42
営業外収益合計	487	511

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1	27
社債利息	-	3
貸貸費用	94	77
社債発行費償却	-	3
売上割引	19	5
手形売却損	59	106
休止費用	-	5 124
その他	33	55
営業外費用合計	207	404
経常利益	2,564	625
特別利益		
固定資産売却益	6 0	6 4
投資有価証券売却益	10	-
貸倒引当金戻入額	20	-
役員賞与引当金戻入額	15	-
新株予約権戻入益	-	105
抱合せ株式消滅差益	-	263
特別利益合計	45	373
特別損失		
固定資産除却損	7 2	7 7
減損損失	-	9 99
たな卸資産除却損	-	31
たな卸資産評価損	-	24
固定資産売却損	8 4	-
投資有価証券評価損	6	1,163
製品改善対策費	10 110	-
退職給付費用	-	68
製品保証引当金繰入額	-	64
その他	1	27
特別損失合計	126	1,486
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	2,484	487
法人税、住民税及び事業税	870	20
法人税等調整額	70	33
法人税等合計	940	53
当期純利益又は当期純損失( )	1,544	540

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		16,285	68.4	11,272	64.2
労務費		2,911	12.2	2,342	13.3
経費		4,619	19.4	3,959	22.5
(減価償却費)		(702)		(723)	
(外注加工費)		(2,316)		(1,823)	
当期総製造費用		23,816	100.0	17,574	100.0
仕掛品期首たな卸高		5,003		5,909	
合計		28,820		23,484	
仕掛品期末たな卸高		5,909		4,605	
他勘定への振替高	1	845		912	
当期製品製造原価		22,065		17,967	
		前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
原価計算の方法		原価計算の方法			
<p>実際原価計算を採用し、製品別には、工作機械・測定器については個別原価計算法、原器・工具については総合原価計算法を実施しております。なお、加工費については一部予定で計算し、実際額との差額をたな卸資産と売上原価に配賦しております。</p> <p>1 他勘定への振替高</p>		<p>同左</p> <p>1 他勘定への振替高</p>			
固定資産へ	144百万円			固定資産へ	84百万円
販売費及び一般管理費へ	523			販売費及び一般管理費へ	770
その他	177			その他	56
	<u>845百万円</u>				<u>912百万円</u>

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	10,599	10,599
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,599	10,599
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	4,138	4,138
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,138	4,138
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	82	-
当期変動額		
自己株式の処分	5	-
自己株式の消却	76	-
当期変動額合計	82	-
当期末残高	-	-
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	4,220	4,138
当期変動額		
自己株式の処分	5	-
自己株式の消却	76	-
当期変動額合計	82	-
当期末残高	4,138	4,138
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	9,890	6,183
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失( )	1,544	540
自己株式の消却	4,455	-
自己株式の処分	-	9
当期変動額合計	3,706	1,229
当期末残高	6,183	4,954
<b>自己株式</b>		
前期末残高	2,681	50
当期変動額		
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	15	42
自己株式の消却	4,532	-
当期変動額合計	2,630	41
当期末残高	50	92

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	22,028	20,871
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失( )	1,544	540
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	10	32
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	1,157	1,271
当期末残高	20,871	19,599
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	600	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	559	548
当期変動額合計	559	548
当期末残高	40	508
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	94	226
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	132	39
当期変動額合計	132	39
当期末残高	226	187
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	22,723	21,137
当期変動額		
剰余金の配当	795	679
当期純利益又は当期純損失( )	1,544	540
自己株式の取得	1,916	84
自己株式の処分	10	32
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	427	587
当期変動額合計	1,585	1,859
当期末残高	21,137	19,277

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。 (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ50百万円減少、税引前当期純損失は74百万円増加しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)												
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ17百万円減少しております。</p> <p>（追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ50百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	建物	15年～38年	機械装置	10年	工具・器具備品	5年	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～38年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>（追加情報） 機械装置につきましては、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当事業年度より9年に変更しております。 これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ40百万円減少、税引前当期純損失は40百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>	建物	15年～38年	機械装置	9年	工具・器具備品	5年
建物	15年～38年													
機械装置	10年													
工具・器具備品	5年													
建物	15年～38年													
機械装置	9年													
工具・器具備品	5年													

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4. 重要な繰延資産の処理方法	社債発行費	社債発行費 社債の償還までの期間(5年)にわたり 定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 なお、当事業年度末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <p>(4) 製品保証引当金</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品販売後の無償保証期間に生じる補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づく見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、販売後の無償保証期間に生じる補修費については、補修作業等の発生時の費用として計上しておりましたが、当事業年度より、売上高に対する過去の実績率等に基づいて製品保証引当金を計上する方法を採用しております。 これは、近年における技術の高度化及び品質レベルの向上による補修サービスの重要性を背景として、当該補修サービスに係る費用の重要性が増してきたとともに、補修費データが整備・蓄積されてきたことから、期間損益の適正化を図ることを目的として行われたものであります。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ10百万円増加、税引前当期純損失は75百万円増加しております。</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

【会計処理方法の変更】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. リース取引に関する会計基準		<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益へ与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しました。 なお、前期末の「未収入金」は144百万円であります。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																								
<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>172百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,202百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(資産)</td> <td>397百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(負債)</td> <td>280百万円</td> </tr> </table> <p>2. 受取手形割引高</p> <table> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>1,314百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,267百万円</td> </tr> </table>	受取手形	172百万円	売掛金	1,202百万円	その他(資産)	397百万円	買掛金	472百万円	その他(負債)	280百万円	輸出受取手形割引高	1,314百万円		2,267百万円	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,413百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>257百万円</td> </tr> </table> <p>2. 受取手形割引高</p> <table> <tr> <td>輸出受取手形割引高</td> <td>812百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,069百万円</td> </tr> </table>	受取手形	140百万円	売掛金	1,413百万円	買掛金	257百万円	輸出受取手形割引高	812百万円		3,069百万円
受取手形	172百万円																								
売掛金	1,202百万円																								
その他(資産)	397百万円																								
買掛金	472百万円																								
その他(負債)	280百万円																								
輸出受取手形割引高	1,314百万円																								
	2,267百万円																								
受取手形	140百万円																								
売掛金	1,413百万円																								
買掛金	257百万円																								
輸出受取手形割引高	812百万円																								
	3,069百万円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 他勘定への振替高</p> <p>固定資産へ 79百万円 その他 11百万円</p> <p>2.</p> <p>3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 457百万円</p> <p>4. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 250百万円 受取賃貸料 90百万円</p> <p>5.</p> <p>6. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械及び装置 0百万円</p> <p>7. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械及び装置 2百万円 その他 0百万円 計 2百万円</p> <p>8. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置 4百万円</p>	<p>1. 他勘定への振替高</p> <p>固定資産へ 155百万円</p> <p>2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">50百万円</p> <p>3. 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 628百万円</p> <p>4. 関係会社との取引にかかるもの 受取配当金 280百万円 受取賃貸料 72百万円</p> <p>5. 休止費用は、受注減少による工場の一部操業休止に伴う費用であり内訳は次のとおりであります。</p> <p>労務費 83百万円 減価償却費 40百万円 その他 1百万円 計 124百万円</p> <p>6. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械及び装置 2百万円 その他 2百万円 計 4百万円</p> <p>7. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物 4百万円 その他 3百万円 計 7百万円</p> <p>8.</p>



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	6,341	4,824	11,035	130
合計	6,341	4,824	11,035	130

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加4,824千株は、単元未満株式の買取りによる増加13千株、当社が取得した自己株式4,811千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少11,035千株は、ストック・オプションの行使による減少35千株、消却による減少11,000千株であります。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	130	433	111	453
合計	130	433	111	453

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加433千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式419千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少111千株は、ストック・オプションの行使による減であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  (単位：百万円)	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、工作機械事業及び専用機その他事業における事務機器(工具、器具及び備品)等であり ます。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  (単位：百万円)		
取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	取得価額相当額
機械及び装置	3	1	2
車両運搬具	10	8	2
器具備品	54	33	21
ソフトウェア	21	15	5
合計	91	58	32
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内	17百万円		
1年超	14百万円		
計	32百万円		
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料	22百万円		
減価償却費相当額	22百万円		
(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	7	4	3
車両運搬具	10	8	2
工具、器具及び備品	44	34	10
ソフトウェア	8	6	1
合計	70	53	17
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内	10百万円		
1年超	7百万円		
計	17百万円		
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料	17百万円		
減価償却費相当額	17百万円		
(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金 26 百万円	貸倒引当金 87 百万円
賞与引当金 91	賞与引当金 50
退職給付引当金 286	退職給付引当金 331
投資有価証券評価損 359	製品保証引当金 30
関係会社株式評価損 47	投資有価証券評価損 89
たな卸資産評価損 10	関係会社株式評価損 9
減損損失 121	たな卸資産評価損 40
未払事業税 45	減損損失 48
その他 94	未払事業税 5
繰延税金資産小計 1,084	株式報酬費用 61
評価性引当額 627	繰越欠損金 682
繰延税金資産合計 457	その他 50
	繰延税金資産小計 1,489
	評価性引当額 1,038
	繰延税金資産合計 451
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金 27 百万円	
繰延税金負債合計 27	
繰延税金資産(負債)の純額 429	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	当期については、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。
(調整)	
評価性引当額の増減 0.4	
住民税均等割 0.8	
試験研究費特別控除 1.5	
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 4.4	
その他 0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.7	

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)  
連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	308.02円	1株当たり純資産額	282.55円
1株当たり当期純利益金額	21.82円	1株当たり当期純損失金額	7.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	21.66円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益又は損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益又は損失金額		
当期純利益又は当期純損失(百万円)	1,544	540
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は損失金額(百万円)	1,544	540
期中平均株式数(千株)	70,775	67,826
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	531	-
(うちストックオプション)	(531)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成17年6月24日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数360千株) 平成18年6月23日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数340千株) 平成19年6月22日定時株主総会決議によるストック・オプション (株式の数350千株)	

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成20年6月20日開催の第105期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8)ストックオプション制度の内容」7.平成20年6月20日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

ストックオプションの決議

当社は、平成21年6月19日開催の第106期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8)ストックオプション制度の内容」8.平成21年6月19日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	Tornos Holdings SA	1,382,196	585
		ファナック(株)	50,000	331
		(株)山善	500,000	152
		(株)八十二銀行	196,000	111
		ユアサ商事(株)	1,000,000	95
		(株)第四銀行	241,000	93
		(株)森精機製作所	100,000	89
		(株)北越銀行	477,184	78
		T H K(株)	59,000	77
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	134,800	64
		その他(13銘柄)	1,324,430	144
計		5,464,610	1,823	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,640	488	492 (99)	6,636	3,258	208	3,377
構築物	441	36	1	477	323	29	154
機械及び装置	8,494	464	196	8,762	7,119	484	1,642
車両運搬具	47	4	1	49	44	2	5
工具、器具及び備品	562	153	12	703	524	125	179
土地	486	164	59	591	-	-	591
リース資産	-	29	-	29	3	3	26
建設仮勘定	25	27	51	1	-	-	1
有形固定資産計	16,698	1,367	815	17,251	11,273	853	5,977
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	26	9	4	16
電話加入権	-	-	-	10	-	-	10
無形固定資産計	-	-	-	36	9	4	26
長期前払費用	7	-	-	7	3	0	(0) 3
繰延資産							
社債発行費	-	33	-	33	-	1	32
繰延資産計	-	33	-	33	-	1	32

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	長岡工場	子会社との合併による取得	472百万円
機械及び装置	長岡工場	子会社との合併による取得	65百万円
機械及び装置	長岡工場	工作機械製造装置	57百万円
機械及び装置	信州工場	工作機械製造設備	341百万円
工具、器具及び備品	長岡工場	子会社との合併による取得	68百万円
工具、器具及び備品	長岡工場	工作機械製造工具等	79百万円
土地	長岡工場	子会社との合併による取得	111百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本社	減損による減少	99百万円
建物	本社	売却による減少	393百万円
土地	本社	売却による減少	59百万円

3. 長期前払費用の差引当期末残高欄括弧内の数字(内数)は1年以内償却額であり、流動資産・前払費用に含めて表示しております。

4. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

5. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	58	104	-	58	104
製品保証引当金	-	140	64	-	75
賞与引当金	225	123	225	-	123

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」の58百万円は、洗替による取崩額であります。

製品保証引当金は当期より計上しているものであり、当期減少額「目的使用」の64百万円は前事業年度に係るものであります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(A) 現金及び預金

項目	金額(百万円)
現金	6
預金	
当座預金	2,577
普通預金	26
定期預金	40
別段預金	22
外貨預金	41
小計	2,708
合計	2,714

(B) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ツガミマシナリー	57
クボタ(株)	36
(株)兼松KGK	25
(株)マエキ	23
日章機械(株)	13
その他	69
合計	226

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年4月	44
" 5月	21
" 6月	39
" 7月	38
" 8月	28
" 9月	44
" 10月以降	7
合計	226

(C) 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
津上精密机床(浙江)有限公司	1,167
(株)共和工機	732
WEMCO Werkzeugmaschinen Automation GMBH	296
アイシン・エィダブリュ(株)	243
HENKO MACHINE TOOLS PTE LTD	203
その他	2,669
合計	5,312

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100\%$	2 (B) 365
9,044	22,672	26,403	5,312	83.3	115.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(D) 商品及び製品

品目別	金額(百万円)
商品	
工作機械部品	1
製品	
工作機械	
自動旋盤	827
研削盤	11
マシニングセンタ	68
転造盤他	33
その他	79
合計	1,022

(E) 仕掛品

品目別	金額(百万円)
工作機械	
自動旋盤	3,579
研削盤	415
マシニングセンタ	428
転造盤他	129
その他	53
合計	4,605

(F) 原材料及び貯蔵品

種類別	金額(百万円)
原材料	
主要材料	
鋼材	29
鋳物	5
部品	
購入部品	1,574
外注部品	146
自製部品	22
貯蔵品	
消耗品	2
合計	1,780

流動負債

(A) 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ファナック(株)	296
(株)カントー	130
(株)七里商店	77
(株)新潟エヌターエヌ	49
(株)アルプスツール	48
その他	1,097
合計	1,700

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年4月	768
"  5月	421

期日別	金額(百万円)
" 6月	273
" 7月	166
" 8月	34
" 9月	35
合計	1,700

(B) 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)日進製作所	217
(株)ツガミ総合サービス	190
TORNOS S.A.	61
(株)ツガミプレジジョン	43
(株)ツガミマシナリー	23
その他	139
合計	675

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第105期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月23日関東財務局長に提出

#### (2) 四半期報告書及び確認書

（第106期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月13日関東財務局長に提出

（第106期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月13日関東財務局長に提出

（第106期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月12日関東財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

平成20年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成21年3月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成21年5月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (4) 臨時報告書の訂正報告書

平成20年7月7日関東財務局長に提出

平成20年6月24日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年3月1日至平成20年3月31日）平成20年4月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年4月1日至平成20年4月30日）平成20年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年5月1日至平成20年5月31日）平成20年6月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年6月1日至平成20年6月30日）平成20年7月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年7月1日至平成20年7月31日）平成20年8月13日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年8月1日至平成20年8月31日）平成20年9月11日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年9月1日至平成20年9月30日）平成20年10月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年10月1日至平成20年10月31日）平成20年11月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年11月1日至平成20年11月30日）平成20年12月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年12月1日至平成20年12月31日）平成21年1月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年1月1日至平成21年1月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年2月1日至平成21年2月28日）平成21年3月12日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年3月1日至平成21年3月31日）平成21年4月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年4月1日至平成21年4月30日）平成21年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年5月1日至平成21年5月31日）平成21年6月12日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月20日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      笛 木 忠 男      印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      堀 之 北 重 久      印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- \* 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀之北 重久 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 量 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツガミの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ツガミが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- \* 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- \* 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社ツガミ  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀之北 重久 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中 量 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- \* 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。